

おいらせ町地域の元気再生定住促進条例

平成25年12月17日

おいらせ町条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、おいらせ町（以下「本町」という。）内において小学校児童数が著しく減少し、かつ、高齢化が進行する地域に、住宅を新築し、若しくは購入又は戸建住宅を賃借することにより定住する者に対し、地域の元気再生定住促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、児童数及び人口の減少を抑止するとともに本町の均衡ある発展を図り、もって豊かで活力に満ちた地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思をもって住宅に居住し、又は戸建住宅を賃借し、住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 戸建住宅 町内に所在する一戸建て住宅で、現に人が使用していない建築物をいう。
- (3) 転入世帯 助成金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、本町内に転入して1年未満であり、転入した日の前日まで連続して3年以上本町外に居住していた世帯をいう。
- (4) 転居世帯 転居した日の前日まで連続して1年以上、本町内のうち次条に規定する助成対象地域以外の地域に居住していた世帯をいう。
- (5) 若者世帯 申請日において、夫婦いずれも40歳未満である世帯を

いう。

(6) 子育て世帯 申請日において、中学生以下の子どもを扶養する世帯又は妊婦がいる世帯をいう。

(7) 基準日 この条例の施行の日をいう。

(8) 同一世帯 同一の住居に居住し、生活している世帯をいう。

(助成対象地域)

第3条 助成金の交付対象地域（以下「助成対象地域」という。）は、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第11号）第2条に定める甲洋小学校及び下田小学校の通学区域とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する世帯（その扶養する子どもが助成対象地域内から助成対象地域外の小中学校に通学する場合の子育て世帯その他規則で定める世帯を除く。）を代表する者とする。

(1) 基準日以後に、助成対象者、その配偶者又はこれらの直系親族が住宅を新築し、若しくは購入又は戸建住宅を賃借することにより助成対象地域に定住した若者世帯又は子育て世帯

(2) 転入世帯又は転居世帯であって、前号の住宅に引き続き10年以上定住する世帯。ただし、戸建住宅を賃借する世帯にあつては、この限りでない。

(3) 地域の活性化の推進に協力する意思を有する世帯

(4) 助成対象者及び同一世帯の者全員に、本町の町税及び税外諸収入金の滞納がない世帯（転入世帯にあつては、転入前に住所を有していた市区町村の市区町村税等の滞納がない世帯）

(助成金の種類及び額等)

第5条 助成金の種類、交付要件及び金額等は、別表第1に定めるとおりとする。この場合において、当該助成金額に1,000円未満の端数がある

生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 助成金の交付回数は、同一世帯に対して1回限りとする。ただし、戸建住宅を賃借する場合は、当該戸建住宅に居住を開始した日から12月、24月、36月を経過したときにそれぞれ交付する。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、町長に申請しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した助成金の全部又は一部について、別表第2に定める金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の対象である住宅を、助成金の交付を受けた日から10年未満で売却し、譲渡し又は貸与したとき。
- (2) 助成金の交付を受けた日から10年未満で生活の本拠を助成対象地域以外の地域に移すこととなったとき。
- (3) 助成金の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(報告及び実地調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により報告等を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条に定める助成対象者の要件に該当し、同日までに住宅を新築し、若しくは購入又は戸建住宅を賃借することにより助成対象地域に定住した者については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 5 条関係)

助成金の種類		助成金交付要件	助成金額	助成限度額
基本助成	住宅取得等助成金	基準日以後に居住するため住宅を新築した場合（建築日から 3 年以内の建売住宅を購入した場合を含む。）	土地の売買による取得経費及び住宅の新築による取得経費の総額の 10%	150 万円
		基準日以後に居住するため中古住宅を購入した場合（建築日から 3 年を超える建売住宅を含む。）	土地の売買による取得経費及び住宅の売買による取得経費の総額の 10%	100 万円
		基準日以後に居住するため戸建住宅を賃借した場合	12 月経過後 12 万円 24 月経過後 12 万円 36 月経過後 12 万円	—
加算助成	子育て世帯助成金	住宅を新築し、又は購入した場合で、申請日において、同じ世帯員として中学生以下の子どもを扶養する場合（妊婦がいる場合を含む。）	中学生以下の子ども 1 人当たり 20 万円	—

別表第 2 (第 7 条関係)

助成後の年数	交付額の返還を命ずる金額
3 年以内	交付額の 100 分の 100
3 年超 5 年以内	〃 100 分の 70
5 年超 7 年以内	〃 100 分の 40
7 年超 10 年未満	〃 100 分の 20